

集団的自衛権の行使容認に反対する声明

滋賀県生活協同組合連合会は、世界平和と核兵器の廃絶を願い、日本国憲法の第9条を支持し、平和を守る取り組みをすすめてきました。しかし、安倍晋三首相が私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書をもって、今後の政府による検討の方向性を示され、「集団的自衛権」の行使容認を前提とされていることに対し、平和を脅かし、憲法第9条を蔑ろにするものであると、強く反対の意を表明するものです。

「集団的自衛権」は国際法上、武力行使が一般的に禁止されている中、国連憲章第51条で、その例外の1つとして規定された権利です。日本は今までこの行使容認について、憲法第9条に違反する行為であるという解釈をとっていました。しかし、第2次安倍内閣は今年5月に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が出した「集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を求める第2次報告書」の提出を受け、行使容認に向けての検討がすすめられています。

滋賀県生活協同組合連合会は、時々の内閣によって都合よく解釈改憲がなされることは、憲法を蔑ろにする行為であり、適切な憲法改正の手続きを取り、国民に諮る必要があること、あわせて、憲法第9条に違反する行為としてきた日本国政府のこれまでの方針と整合性がないことにより、強い疑念を抱いています。

「集団的自衛権」の行使容認は、日本の安全保障政策の大転換であり、「攻撃的兵器不保持の原則」が崩れ、武力行使を前提とした兵器（空母や爆撃機）の保有や、軍拡競争に道を開くことになり、憲法第9条を事実上否定する施策です。再び戦争参加への道が開かれようとしていることに対し、深い憂慮と大きな危機感をもって「集団的自衛権」の行使容認について、絶対に認めることはできません。

2014年6月27日

滋賀県生活協同組合連合会理事会